

和歌山県動物愛護管理推進計画
(平成29年度～平成38年度)

和歌山県

目 次

第1章	基本的な考え方	P1
1.	はじめに	
2.	計画改定の趣旨	
3.	計画の期間及び対象区域	
4.	計画の主体とその役割	
	(1) 県の役割	
	(2) 市町村の役割	
	(3) 飼い主の役割	
	(4) 獣医師会の役割	
	(5) 動物取扱業者の役割	
	(6) 県民の役割	
	(7) 和歌山県動物愛護推進協議会の役割	
	(8) 動物愛護推進員の役割	
	(9) 関係団体・ボランティアの役割	
5.	計画の推進体系	
第2章	動物の愛護及び管理に関する現状と課題	P6
1.	動物の愛護及び管理に関する普及啓発	
2.	犬・猫の愛護及び管理に関する状況	
	(1) 苦情や相談件数	
	(2) 保護収容	
	(3) 返還及び譲渡	
	(4) 殺処分	
3.	動物取扱業者	
4.	人と動物の共通感染症対策	
5.	災害時の対応	
6.	関係団体等との協働	
第3章	施策の基本方針	P21
第4章	施策の展開	P22
	基本方針Ⅰ 動物の適正飼養の更なる推進	
	1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及	
	2. 地域猫対策の推進	
	3. 新しい飼い主を探す取組の推進	
	4. 特定動物の飼い主の社会的責任の明確化と指導	
	5. 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導	
	基本方針Ⅱ 県民と動物の健康と安全の確保	
	1. 人と動物の共通感染症対策の推進	
	2. 災害への備え	
	3. 苦情等を減らす取組の推進	
	基本方針Ⅲ 連携と協働による推進体制の整備	
	1. 関係団体等との相互の連携	
	2. ボランティア活動の支援	
	動物愛護管理推進計画体系図	
第5章	推進計画の進捗管理目標	P29
1.	具体的な数値目標	
2.	その他の数値目標	
3.	数値目標の設定理由	

第1章 基本的な考え方

1. はじめに

平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）」の一部が改正され、国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示140号）。（以下、「指針」という。）」に基づき、都道府県は動物愛護管理推進計画を定めることとなりました。本県では、平成20年3月に和歌山県動物愛護管理推進計画（平成20年度から平成29年度。以下、「前計画」という。）を策定し、その目標の達成に向けた取組を進めてきました。

その後、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、平成24年9月に法の一部が改正され、これに伴い平成25年8月には指針も改められました。

この改正により、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指す姿として示され、飼い主の責務として、動物の逸走防止、終生飼養及びみだりな繁殖の防止等の措置をとることが定められました。

また、動物取扱業の適正化を図るため、これまでの動物取扱業を第一種動物取扱業とし、営利性のない第二種動物取扱業を新たに設けて届出制にするとともに、多頭飼養者に対する改善命令や終生飼養に反する理由での引取りを拒否することができるようになりました。さらに、行政が引き取った犬猫については、飼い主への返還やできる限りの譲渡に努めることが求められました。

本県においては、犬の殺処分数は、以前と比較して大幅に減少していますが、猫の殺処分数は、約2,500匹（平成27年度）で、人口10万人当たりの殺処分数は都道府県でワースト3位となっています。また、飼い猫の不適正な飼養に加え、野良猫への無秩序な餌やり等により、地域の生活環境に支障が生じる問題も散見されます。こうした問題を解決するため、平成28年3月に、地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図ることを目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）」を改正するとともに、地域猫の不妊去勢手術費用の助成を始めとする地域猫対策への支援やボランティアと協働して譲渡を推進するための施策「不幸な猫をなくすプロジェクト」を同年4月からスタートしました。

一方、東日本大震災等の大規模災害における動物保護管理活動の経験と教訓を踏まえ、被災者を支援するための動物保護管理活動が円滑に行える体制の整備が求められており、県地域防災計画においても、災害時動物救援本部の設置等を規定するなど、体制の整備を進めているところです。

2. 計画改定の趣旨

本県では、平成29年度からの10年後の未来を展望した「めざす将来像」を県民に示し、その将来像の実現に向けて取り組む施策の基本的方向を明らかにする「和歌山県長期総合計画」（以下、「長計」という。）を新たに策定しました。この長計では、暮らしに癒しや安らぎをもたらす動物の愛護と適正な管理と殺処分ゼロに向けた取組を強化することで、生活環境との調和を保ち、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現をめざすことを明記しました。本計画を長計の実施計画と位置づけ、長計の策定に合わせて1年前倒して改定することとしました。本計画では、具体的な施策体系を構築するとともに進捗状況を確認し、そのうえで、各事務事業の評価を行い、必要に応じ見直しを行うとともに新たな施策を展開することで、めざす方向の早期の実現を図っていきます。

3. 計画の期間及び対象区域

- 平成29年度から平成38年度までの10年間
社会情勢の変化等に対応するため、5年後を目途に計画の見直しを行います。
- 対象区域は和歌山県全域
和歌山市は中核市として、動物の愛護及び管理に関する施策を実施しており、県は和歌山市と連携して計画の目標達成に向けて施策を推進します。

4. 計画の主体とその役割

計画の推進については、県民、飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、ボランティア、市町村、県など多くの主体が一体となって取り組む必要があります。そのためには、各主体の役割を明確にしたうえで、動物の愛護及び管理に関する施策を各主体の連携・協働により推進し、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現を目指します。

（1）県の役割

県は、動物の保護・収容・返還・譲渡、苦情・相談対応、動物取扱業の登録・届出・監視指導、特定動物の飼養保管許可・監視指導、動物愛護管理に関する普及啓発、人と動物の共通感染症対策、災害時における動物保護管理対策等を実施します。また、市町村、動物愛護団体、動物愛護推進員及びボランティアなどの協力のもと、地域の問題を地域で解決するための仕組みづくりや支援など、本計画全体の着実な進行を図る調整役としての役割を担います。

（２）市町村の役割

市町村には、県と連携した動物愛護管理の普及啓発や狂犬病予防法に基づく犬の登録や鑑札及び注射済票の交付事務等、地域住民に対する直接的な指導等の役割があります。動物愛護管理に関するトラブルの多くは地域のコミュニティの中で起こるものであり、解消するためには、それぞれの地域の実情に応じた対応が必要となります。

（３）飼い主の役割

飼い主には、動物の生態・習性・生理に応じて、動物を生涯にわたり適正に飼養する責任を果たすことが求められます。社会に対する責任として、法令を遵守することはもちろんのこと、所有明示措置を行い、しつけや衛生及び周辺的生活環境に支障が生じることのないようにすることが求められています。特に、災害時に備えた動物のしつけや餌などの備蓄等は、飼い主自身が動物を守るためだけでなく、同行して避難した際に、他人に迷惑をかけずに避難所で共に暮らすために必要なことです。さらに、地域社会の一員として、動物が地域に受け入れられるよう、主体的に行動することが求められます。

（４）獣医師の役割

獣医師は動物の健康についての責任を有するとともに人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にあります。そのため、獣医師の主要組織である（公社）和歌山県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）は県民が潤いのある豊かな生活を楽しむことができるよう、社会の要請に積極的に応えていくことが望まれます。また、動物に対する専門的な見地から、人と動物の共通感染症のまん延防止、動物愛護意識の高揚、適正な飼養の推進に積極的に取り組むとともに、ボランティア等に指導や助言を行うことも求められています。そのためには、日常的に行政と連携を密にし、動物愛護管理施策について協議を重ねていくことが必要です。

（５）動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、法令を遵守し、取り扱う動物の適正な飼養や保管等に努めなければなりません。このうち販売業者については、健康な動物を販売するとともに、生体確認や対面説明を適正に実施し、購入者に対し終生飼養及び適正飼養に関する正しい知識の普及に努める役割があります。

また、販売業者自身も、販売することが困難となった犬猫等について、終生飼養の確保を図らなければなりません。

(6) 県民の役割

人と動物が共生する社会を実現するためには、愛護の意識を養い、動物を適正に飼養するよう努めるとともに、条例に規定された飼い主のいない猫へ餌やりを行う場合のルールを守るなど、県民一人ひとりの動物の愛護や管理に関する施策への理解と協力が不可欠です。地域社会では、動物を飼っている人、動物好きな人のみならず、動物を飼っていない人や苦手な人が混在しているため、お互いの立場の違いを十分尊重し、より良い関係を築いていくよう努めなければなりません。

(7) 和歌山県動物愛護推進協議会

和歌山県動物愛護推進協議会は、動物愛護に関する知識や見識を有し、県が依頼した委員により構成され、県民と行政が動物に関する課題を共有し、意見交換を行うとともに、動物愛護推進員活動の支援や本計画の進捗状況の確認や施策への提言など、協働して動物愛護管理施策を推進します。

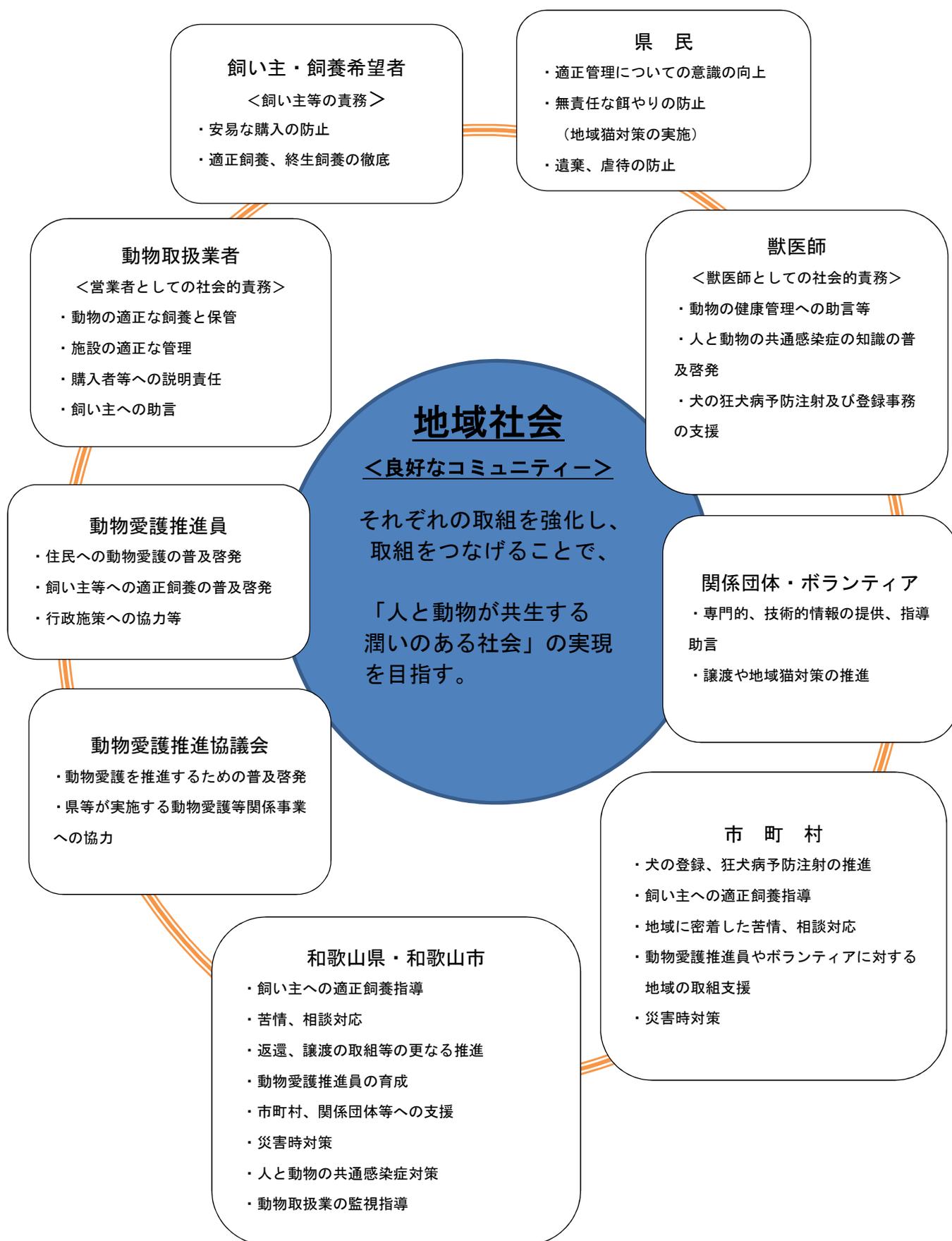
(8) 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は本計画を理解し、それぞれが有する知識や経験のもと、行政の取組に協力する役割があります。また、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動や、譲渡を推進する役割も担います。

(9) 関係団体・ボランティアの役割

関係団体やボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体は、動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、人と動物が共生する潤いのある社会づくりを牽引することが期待されます。

5. 計画の推進体系



第2章 和歌山県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題 ～ 前計画の検証 ～

1. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

動物の愛護及び適正な管理を推進するためには、広く県民が、終生飼養の責務、動物の適正な飼養や虐待防止に関して正しい知識と理解を深めることが重要です。このため、県では、動物愛護週間行事や犬・猫の飼い方講習会、小学生を対象とした動物愛護教室「わうくらす」等の取組を関係団体や教育機関と連携して実施するなど、様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

しかしながら、これらの普及啓発は、犬を中心としたものであり、他人に迷惑をかけないための正しい飼い方やしつけなどに主眼を置いていました。一方猫については不適正な飼養を行っている飼い主や無秩序な野良猫の餌やりに具体的なルールや実効性のある規定がなく、啓発においても問題解決への方策を示せない状況にありました。十分な普及啓発が行われていませんでした。

また、「わうくらす」の実施校数については、前計画の数値目標の一つであり、平成24年度は100校、平成29年度は200校での実施を掲げており、平成24年度には105校で実施し、目標を達成したものの、その後、新たな実施校が見出せず目標達成には至っていません。実施校が増えるよう、内容を含め実施方法等を工夫する必要があります。

<前計画の数値目標>

項目	平成18年度 実績	平成24年度実績 〔5年後の目標数値〕 100校	平成29年度 〔10年後の目標数値〕 200校
わうくらす実施学校数	8校	105校	平成27年度末現在 145校

<課題> 効果的な普及啓発活動の実施

- これまでの犬を中心とした普及啓発に加え、猫に主眼を置いた普及啓発活動を進める必要があります。
- 広く県民に普及するためには、動物愛護センターの普及啓発機能の強化や、県下市町村と一体となった普及啓発に取り組む必要があります。
- 効果的な普及啓発の実施には動物の飼い主、獣医師、動物取扱業者、動物愛護団体、動物愛護推進員などの関係者の連携協力の下、様々な機会をとらえて広報活動や教育活動等に取り組むことが求められます。
- 動物の愛護及び適正な管理の普及には、感受性豊かな幼年期からの啓発が効果的であるため、園児や児童を対象にした継続的な取組が必要です。
- 動物愛護について啓発していただける教員や地域の核となるボランティアが不足しているため、人材や団体の育成を支援する必要があります。

2. 犬・猫の愛護及び管理に関する状況

(1) 苦情や相談件数 (図1、2)

<現状>

犬では、平成18年度の2,508件から、平成23年度には1,476件と41%減少しましたが、その後は下げ止まり、約1,500件で推移しています。内訳としては、失踪の問い合わせが400件と最も多く、次いで野犬の保護依頼が376件となっています。また、咬傷事故届出数は、14件から38件の間で推移しています。

一方、猫では、平成18年度に1,899件でしたが、平成23年度を境に増加に転じ、平成27年度には2,285件と20%も増加しています。特に増加が著しい苦情は、飼い主の判明しない猫による生活環境への被害で糞尿や餌やりに起因する苦情は、6.3倍増加し、次いで失踪の問い合わせが2.3倍となっています。

前計画の目標として、犬・猫の苦情・相談件数として、平成18年度比で平成24年度には25%減、平成29年度には50%減を掲げており、平成24年度においては達成したものの(3,140件(28%減))、前述のとおり猫の苦情が著しく増加したことから、目標達成には至っていません。

<前計画の数値目標>

項目	平成18年度 実績	平成24年度実績 〔5年後の目標数値 25%減〕	平成29年度 〔10年後の目標数値 50%減〕
苦情相談件数	4,407件	28%減：3,140件	平成27年度末現在 12%減：3,836件

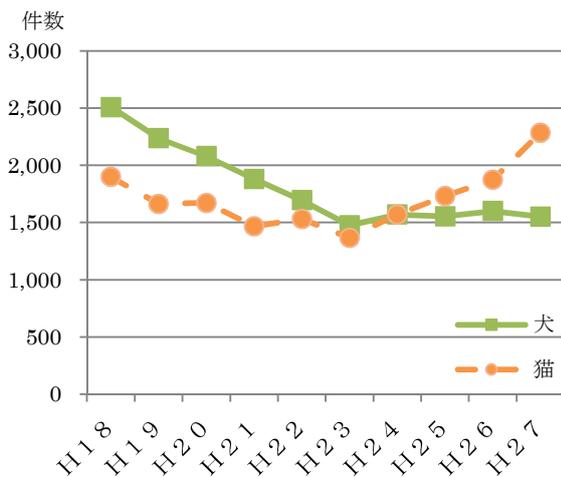


図1 犬・猫の苦情・相談件数

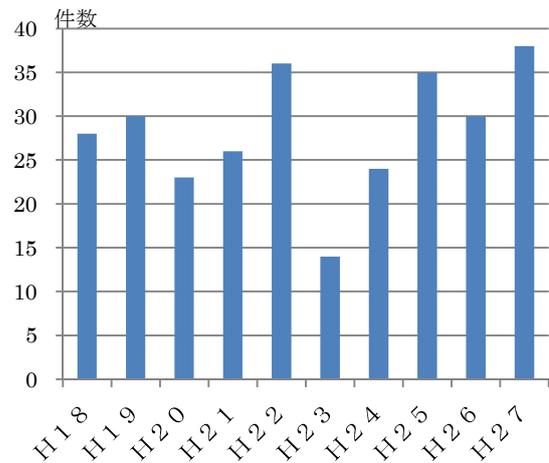


図2 咬傷事故届出数

(2) 保護収容 (図 3、4、5)

<現状>

平成 18 年度の犬の保護収容数は 1,817 頭でしたが、平成 27 年度には 520 頭と 71%減少しました。原因としては、狂犬病予防法に基づく野犬の保護が徹底されたことに加え、小型犬種の屋内飼養が多くなり、その結果、野犬化する犬が減ったことによると考えられます。

一方、猫の収容数は平成 18 年度に 3,993 匹でしたが、平成 27 年度は 2,579 匹と 35%減少しました。

平成 27 年度に収容された犬と猫の割合は、犬 17%、猫 83%となっています。また、収容された猫のうち 70%が生後 3 か月未満の子猫で、生後 3 か月未満の飼い主の判明しない子猫は、犬と猫を合わせた全体の 58%を占めました。

飼い主からの引取りの相談があった際には、終生飼養の責務を果たすよう飼い主への指導や助言を行っており、安易な引取りの依頼でないか厳格にチェックし、やむを得ない理由による引取りを行っています。飼い主からの引取り数は平成 18 年度の犬 597 頭、猫 420 匹に対し、平成 27 年度は犬 179 頭、猫 88 匹まで減少しました。

犬・猫を合わせた保護・収容数については、前計画の数値目標として、平成 18 年度比で平成 24 年度は 30%減、平成 29 年度は 50%減を掲げており、平成 24 年度の目標は達成しています (平成 24 年度 犬 853 頭 (53%減)、猫 3,032 匹 (24%減))。

<前計画の数値目標>

項目	平成 18 年度 実績	平成 24 年度実績 〔5 年後の目標数値〕 30%減	平成 29 年度 〔10 年後の目標数値〕 50%減
犬・猫の保護、引取り数	犬 1,817 頭 猫 3,993 匹 合計 5,810 頭	33%減 犬 853 頭 猫 3,032 匹 合計 3,885 頭	平成 27 年度末現在 46%減 犬 520 頭 猫 2,579 匹 合計 3,099 頭

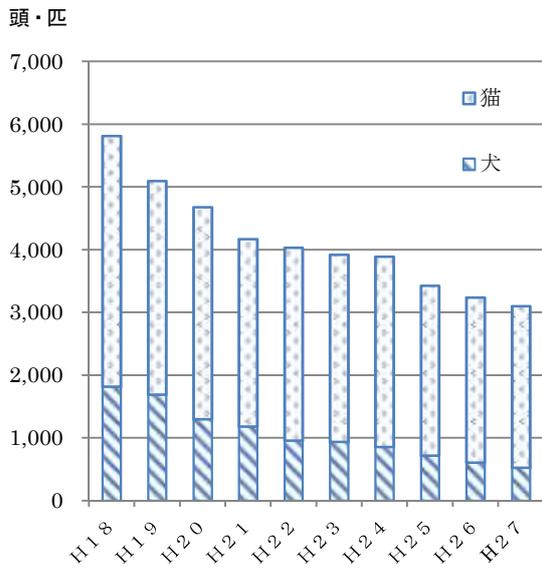


図3 犬・猫の保護収容数

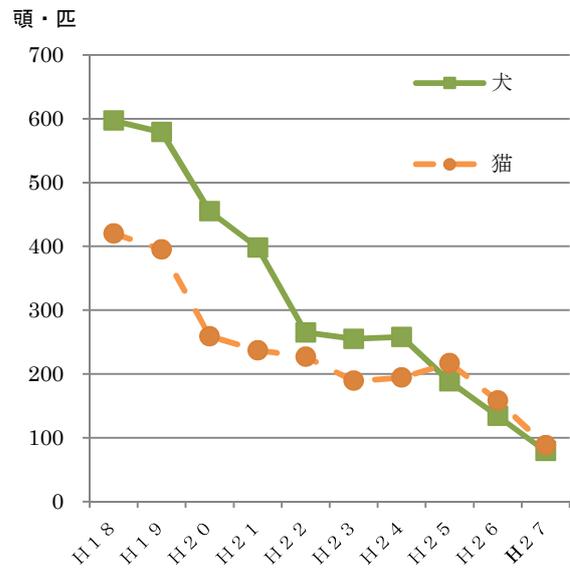


図4 飼い主からの引取り数

～和歌山県の犬猫の保護収容数の半数以上が飼い主の判明しない子猫～

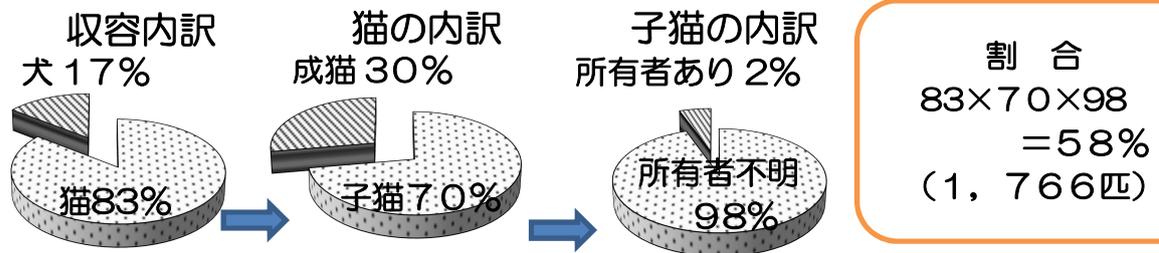


図5 飼い主の判明しない子猫の割合

(3) 返還及び譲渡 (図6、7)

<現状>

平成18年度の犬の返還・譲渡数(率)は335頭(18%)でしたが、平成27年度には256頭(49%)と79頭減ったものの、返還・譲渡率は31ポイント増加しました(図6)。これは、犬の保護収容数が減少したことが原因と考えられます。平成27年度に返還された犬128頭のうち、鑑札やマイクロチップ等から飼い主が判明したのは16頭(内マイクロチップは3頭)でした。

犬の返還・譲渡率については、前計画の数値目標として、平成24年度は25%、平成29年度は30%を掲げており、中間目標を達成しています(平成24年度339頭(39%))。

一方、猫の返還・譲渡数(率)は、平成18年度は52匹(1%)でしたが、平成27年度には101匹(4%)と3ポイントの増加にとどまり、依然として低い状況です(図7)。平成27年度に返還された猫15匹のうち、所有者が判明したのはわずか2匹でした。

猫の返還・譲渡率については、前計画の数値目標として、平成24年度は3%、平成29年度は5%を掲げていますが、平成24年度の目標は達成されていません。(平成24年度71匹(2%))

<前計画の数値目標>

項目	平成18年度実績	平成24年度実績 (5年後の目標数値) 犬：25%増 猫：3%増	平成29年度 (10年後の目標数値) 犬：30%増 猫：5%増
犬の返還・譲渡数	335頭	39% : 339頭	平成27年度末現在 49.2% : 256頭
猫の返還・譲渡数	52匹	2% : 71匹	平成27年度末現在 3.9% : 101匹

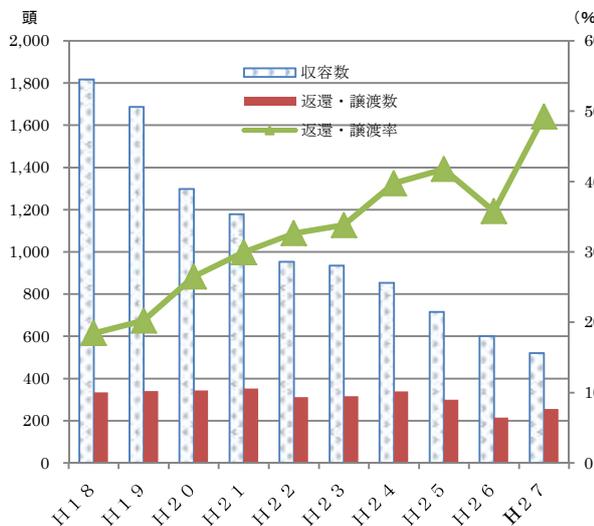


図6 犬の返還・譲渡数(率)

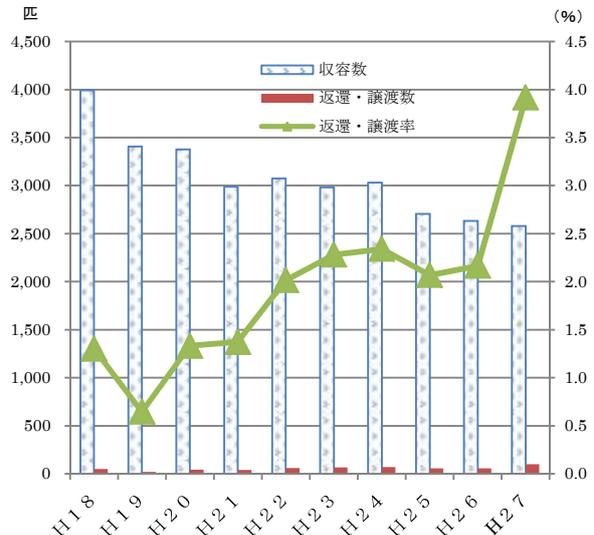


図7 猫の返還・譲渡数(率)

(4) 殺処分 (図 8、9)

<現状>

犬では、平成 18 年度には 1,476 頭でしたが、平成 27 年度には 272 頭と 82% も減少しました。これは、保護収容数が減少したことと、譲渡数が増加したことによるものと考えます。

一方、猫では、平成 18 年度は 3,951 匹でしたが、平成 27 年度には 2,478 匹と 37%減少しました。

平成 27 年度の犬と猫の殺処分数の割合は、犬 10%、猫 90%となっており、殺処分された猫のうち 70%が生後 3 か月未満の子猫で、犬と猫を合わせた全体では 63%でした。その多くは飼い主の判明しない子猫です。

犬・猫を合わせた殺処分数については、前計画の数値目標として、平成 18 年度比で平成 24 年度には 30%減、平成 29 年度は 50%減を掲げており、平成 24 年度の目標は達成しています (平成 24 年度 3,421 頭 (36%減))。

<前計画の数値目標>

項目	平成 18 年度 実績	平成 24 年度実績 〔5 年後の目標数値〕 30%減	平成 29 年度 〔10 年後の目標数値〕 50%減
犬・猫の殺処分数	犬 1,476 頭 猫 3,951 匹 合計 5,427 頭	37%減 犬 492 頭 猫 2,929 匹 合計 3,421 頭	平成 27 年度末現在 49%減 犬 272 頭 猫 2,478 匹 合計 2,750 頭

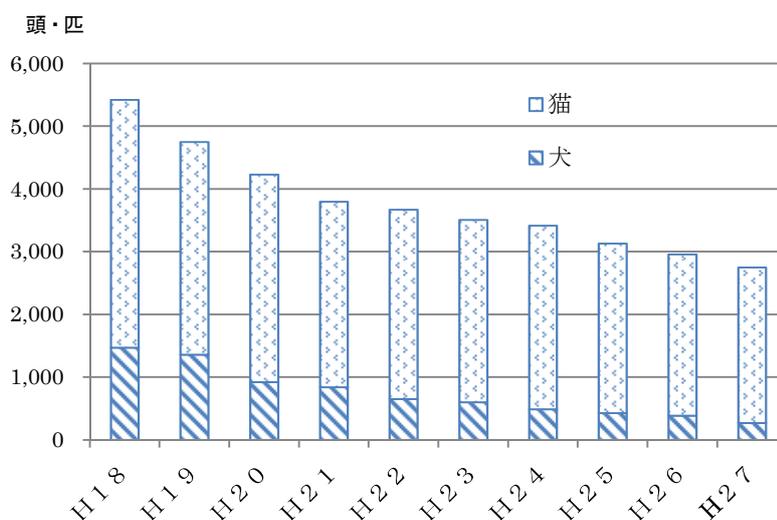


図 8 犬・猫の殺処分数

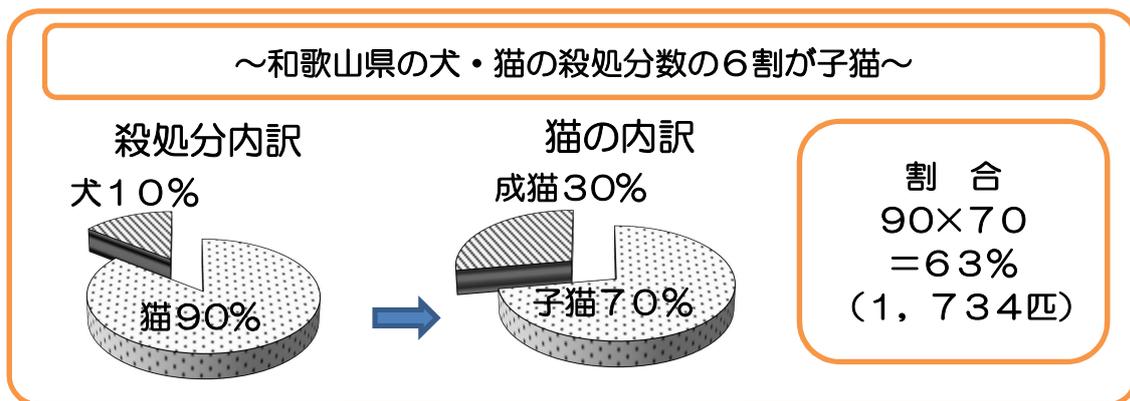


図9 殺処分される猫の割合

<課題> 犬、猫の適正な飼養の推進

- 犬の保護・引取・収容数を減らし、返還数を増やすためには、飼い犬への所有明示措置（狂犬病予防法における鑑札及び注射済票の装着義務）を徹底する必要があります。
- 猫の引取・収容数を減らし、返還数を増やすためには、条例に規定する飼い猫への所有明示措置を徹底するとともに、屋内飼養及び繁殖制限措置を促す必要があります。
- 飼い主が終生飼養の責務を果たすことは当然ですが、やむを得ない理由により飼養を継続できなくなった場合に新たな飼い主探しを支援する必要があります。
- 野良猫をこれ以上増やさないようにするため、不妊去勢手術を施すとともに、生活環境に配慮した餌やりや排せつ物の処理を地域で取り組む地域猫対策（※）を推進する必要があります。

※ 地域猫対策は単なる猫擁護ではなく、地域の生活環境を保全することを目的としています。また、野良猫を迷惑動物として排除するのではなく、人と猫とが共生できるまちづくりを目指すものでなくてはなりません。地域の野良猫問題を地域で解決する仕組みづくりは住民自治であり、これを下支えするのが県の役割としています。

3. 動物取扱業者

<現状>

平成 24、25 年度の法改正により、新たに登録が必要な業種として「競りあっせん」及び「譲受飼養」が追加され、第一種動物取扱業とされました。また、第二種動物取扱業として一定数以上の動物を飼養する営利性のない取り扱い（譲渡や公園展示等）が届出の対象となりました。

さらに、インターネットを介した動物の売買の増加で、「病気にかかっていた」、「特徴・性格が説明と違う」などの様々なトラブルの発生を受け、販売業者に対して動物を販売する際の対面説明、生体確認の実施が新たに義務付けられました。

また、犬・猫の販売業者が、販売が困難になる場合を想定せず能力を超えた飼養を続け、飼養環境や周辺的生活環境を悪化させる事例が発生していることから、特に犬・猫を販売する業者に対して犬猫等健康安全計画、販売日齢の遵守、定期報告等が新たに義務付けられました。

県内の第一種動物取扱業の平成 27 年度末（平成 28 年 3 月末）の登録数は 480（表 1）、第二種動物取扱業の届出数は 8（表 2）でした。

表 1 第一種動物取扱業の業種別登録数（平成 28 年 3 月末）

販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	計
184	216	8	41	29	0	2	480

表 2 第二種動物取扱業の業種別届出数（平成 28 年 3 月末）

譲渡	保管	貸出	訓練	展示	計
3	2	1	0	2	8

<課題> 動物取扱業者の監視指導

- 第一種動物取扱業者の義務である動物の適正な飼養や展示、購入者への対面説明及び生体の確認、また、犬猫等販売業者にあつては販売日齢の遵守と所有状況の定期報告等が適正に行われるよう監視指導を強化する必要があります。
- 第二種動物取扱業者に対し、適正な飼養を確保するため、飼養施設に必要な設備を設けるとともに、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止措置が行われるよう監視指導を行う必要があります。

4. 人と動物の共通感染症対策（図 10）

<現状>

人と動物に共通する感染症としては、狂犬病、オウム病、猫ひっかき病等様々なものが知られています。

中でも、狂犬病は特に重要な感染症です。日本では、犬の狂犬病は昭和 31 年以降発生していませんが、平成 5 年には韓国で、平成 25 年 9 月には台湾で 53 年ぶりに発生し、日本でも発生が危惧されているところです。

現在、狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録と年 1 回の狂犬病予防ワクチンの接種が義務付けられているものの、県内の接種率は 60% 台と低く、WHO（世界保健機関）のガイドラインによると、狂犬病に罹患した動物が国内に侵入した際にまん延を防止するためには接種率を 70% 以上に維持する必要があるとされていますが、本県ではそれを下回っている状況にあります。

また、狂犬病が発生した場合、迅速に疫学調査を行い、まん延防止対策を講じるためにも犬の分布を正確に把握しておく必要があります。そのために飼い主に登録の義務を遵守させなければなりません。

狂犬病予防ワクチンの接種率については、前計画の数値目標の一つであり、平成 24 年度は 70%、平成 29 年度は 75% を掲げていますが、平成 24 年度の目標は達成されていません（平成 24 年度 64.1%）。

また、本県で感染事例が散見されるマダニを媒介する日本紅斑熱や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、身近な動物から感染するトキソプラズマ症や回虫症等の動物由来感染症の保有状況調査を行っています。

<前計画の数値目標>

項目	平成 18 年度 実績	平成 24 年度実績 〔5 年後の目標数値〕 70%	平成 29 年度 〔10 年後の目標数値〕 75%
狂犬病予防ワクチン 接種率	65%	64%	平成 27 年度末現在 62.5%

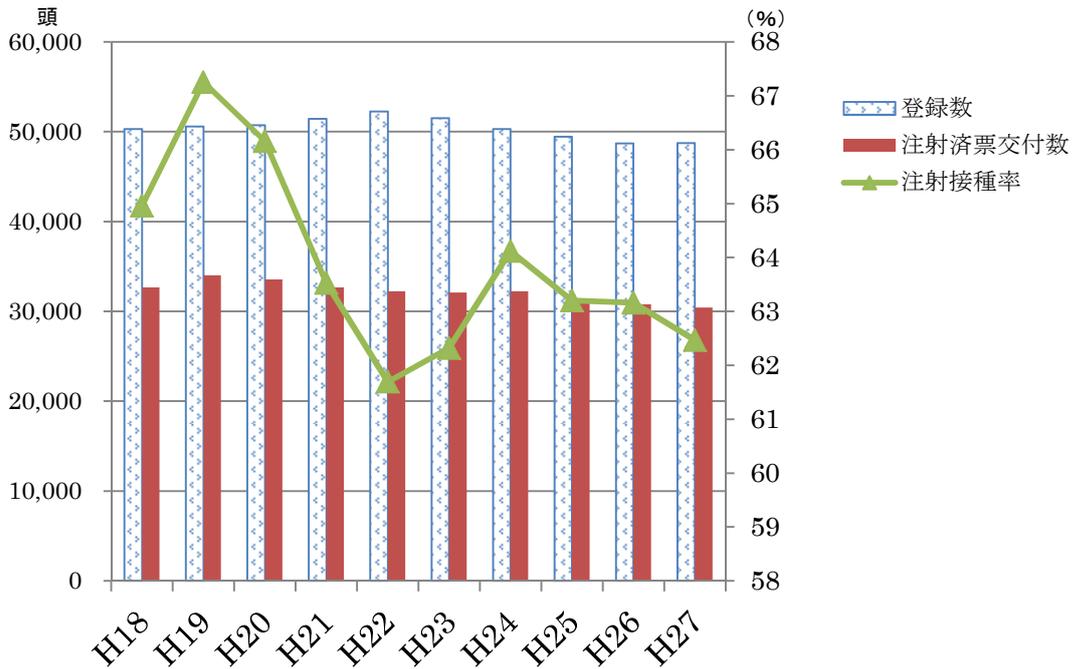


図 10 犬の登録数、注射済票交付数及び狂犬病予防注射接種率

<課題> 人と動物の共通感染症のまん延防止対策と情報提供

- 狂犬病予防法で義務付けられている飼い犬の登録、毎年一回の狂犬病予防ワクチンの接種、鑑札と注射済票の首輪への装着については、市町村と連携して、すべての飼い主に実施を遵守させる必要があります。

今後より一層、獣医師会、動物取扱業者及び動物愛護推進員と連携し、動物病院を受診する際や動物の販売時の説明の際など、あらゆる機会を捉えて、飼い犬の登録と狂犬病予防ワクチンの接種の必要性を啓発する必要があります。

- 人と動物の共通感染症の発生動向を適確に把握し、まん延防止のため速やかな対応をとることが求められており、動物由来感染症予防対策検討会により、身近な動物の病原体保有状況について分析を行い、県民が感染した際に適切な医療が受けられるようにするための医療関係者への情報提供、県民への発生状況や予防方法を正しく理解してもらうための情報発信の体制を整備する必要があります。

5. 災害時の対応

<現状>

県は、東日本大震災や紀伊半島大水害の経験や教訓から、平成 25 年 1 月に「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を改定し、飼い主と一緒に避難（以下、「同行避難」という。）した動物が避難所において鳴き声や臭気が他の避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などに飼養スペースを確保し、そこで飼い主の責任の下に管理することを明記しました。本モデルを市町村に提案し、飼い主とともに同行避難した動物の飼養管理について、運営マニュアルに盛り込むよう助言しました。

併せて、県地域防災計画に災害時動物救援本部の設置や危険動物の逸走防止、被災した飼い主の動物については、被災者支援の一環として災害時動物救援本部を中心に保護管理活動を行うことを規定しました。

さらに、平時から、災害時に備え、飼い犬の登録と狂犬病予防ワクチン接種の遵守を始め、所有明示措置、他の避難者の迷惑にならないようにしつけを行っておくことや同行避難に備えた動物のための備蓄品の用意についても規定しました。

また、熊本地震では避難所の受け入れ体制の不備などの課題があげられており、今後、他の自治体や動物愛護団体、ボランティア等の受援を受けて、被災者が生活再建するまでの保護管理体制を整備しておく必要があります。

<課題> 災害への備え

- 平時からの準備として、同行避難に必要なしつけ（安全かつ速やかに避難できるように、また、避難所において周囲に迷惑をかけないように、普段から飼い主がきちんとコントロールできること）と健康管理、所有明示措置、餌やキャリーバック等の備えについて、リーフレット、ホームページ、広報誌や回覧板等を活用し、あらゆる機会を通じて飼い主に啓発する必要があります。
- 災害時には、避難所においても自らの動物を管理する責任が飼い主にあることを周知するとともに、平時から、近隣住民の理解と協力が得られるよう適正な飼養に努め、自治会など地域コミュニティ全体で同行避難について意識の共有を図る必要があります。
- 避難訓練を通じて、避難所管理者と飼い主、その他の住民が、避難所における動物の飼養管理の問題点を整理して、解決策を話し合っておく必要があります。
- 避難所における動物の保護管理活動に協力してくれるボランティアと避難所管理者の調整役となるコーディネーターを育成する必要があります。
- 他の自治体や動物愛護団体、ボランティア等の受援を受けて、被災者が生活再建するまでの保護管理体制を整備しておく必要があります。

6. 関係団体等との協働

<現状>

(1) 和歌山県動物愛護推進協議会

和歌山県動物愛護推進協議会を毎年2～3回開催し、動物愛護管理に関する状況や課題を共有するとともに、動物愛護管理施策についての意見や提言、さらには本計画の進捗状況の確認など、動物愛護管理行政を協働して進めています。

(2) 和歌山県動物愛護推進員

動物愛護推進員は、動物愛護の推進に熱意と識見を有する約100名の方に依頼しています。動物愛護週間行事等の各種施策に協働して参加する他、自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動を行っています。県の広報不足等もあり、動物愛護推進員の県民の認知度が低いという課題があります。

(3) 公益社団法人和歌山県獣医師会

県内獣医療に携わる獣医師を会員とする公益法人であり、動物愛護思想の普及啓発事業である動物愛護週間行事「動物愛護フェスティバル」を開催しています。

また、狂犬病予防対策、地域猫対策の支援、負傷動物への処置等、動物愛護管理施策全般にわたり行政と協働した取組を行っています。

(4) その他関係団体等

ボランティアや関係団体は、「わうくらす」等の動物愛護教室、地域猫対策の支援や譲渡会等の動物愛護管理施策へ協働して取り組むとともに、動物愛護管理に関する活動を行っています。

<課題> 関係団体等との協働の推進

- 関係団体等がそれぞれの役割を理解したうえ、県内各地で動物の愛護や適正な飼養を普及させるための啓発活動が活発に行われるよう、連携を一層強化する必要があります。
- 動物愛護推進員とその活動が県民に広く認知されるような取組を進めるとともに、地域のリーダーや地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、飼い方の助言をするなど適正飼養の啓発活動がよりスムーズに行えるよう、推進員同士の情報を共有し連携を強化することが必要です。また、多様な分野や違った視点を持つ人にも参加していただくなど、より多くの推進員を募り県民の多様な要望に応える必要があります。
- これまでの協働先に加え、地域で独自に活動しているボランティア団体等とのより良い関係を築き協働を進める必要もあります。

第3章 施策の基本方針

本計画では、「動物の適正飼養の更なる推進」、「県民及び動物の健康と安全の確保」、「連携と協働による推進体制の整備」の3つを基本方針とし、これに基づき、「殺処分ゼロ」、「苦情等の減少」、「地域活動の充実」を達成する取組を県民、飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、ボランティア、市町村、県など、それぞれの主体が担う役割を果たすとともに、各主体が相互に連携・協働して取組を一層強化していくことで、人と動物が共生する潤いのある社会を実現します。

基本方針Ⅰ 動物の適正飼養の更なる推進

少子高齢化社会の進行やペットブームによる動物愛護意識の一層の高まりにより、動物が単なるペットではなく「家族の一員」として受け入れられるようになってきています。反面、不適正飼養による近隣住民などとのトラブルが後を絶たないのも事実です。動物が家族という枠だけにとどまらず、地域社会の中で人と動物が共生していくためには、飼い主が社会的な責任を持ち秩序を保って、動物が「地域社会の一員」として受け入れられることが重要です。

今後は、動物を飼っている人、動物好きな人のみならず、動物を飼っていない人や苦手な人も共感できる施策を、学校、地域、家庭等において展開し、動物が「地域社会の一員」として受け入れられるようにします。

基本方針Ⅱ 県民と動物の健康と安全の確保

狂犬病を始めとする、人と動物の健康を脅かす共通感染症に関する理解を深め、飼い主が、飼養施設の衛生管理、予防ワクチンの接種、動物と接触した後の手洗いの励行等の感染予防が徹底されるようにします。

また、震災等の災害時には、被災者を支援するための動物保護管理活動が円滑に行われるよう体制を整備します。また、避難所への同行避難が一般的になる中、すべての飼い主が同行避難するための備えを万全にするとともに、避難所において動物が受け入れられ、飼い主自身が責任を持って飼養管理できるようにします。

基本方針Ⅲ 連携と協働による推進体制の整備

動物愛護管理施策の展開を図っていくためには、県及び市町村、獣医師、動物愛護推進員、ボランティア、動物取扱業者、団体、教育機関等の適切な役割分担のもとにネットワークをさらに緊密なものとする必要があります。県及び和歌山市の連携、関係団体等との協働及び法第39条に規定される動物愛護推進協議会の開催を通じ施策の推進を図ります。

第4章 施策の展開【具体的な施策】

基本方針Ⅰ 動物の適正飼養の更なる推進

～不幸な猫をなくすプロジェクト事業をはじめとするあらたな施策の展開～

1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及

- (1) 未就学児を対象に行う動物愛護教室、児童を対象に行う「わうくらす」や飼い方教室等において、動物の終生飼養をより一層啓発します。特に「わうくらす」は、教育機関との連携を強化し、カリキュラム内容を含めた実施方法等の工夫を行い割り当てられた時間に応じた実施に努めるとともに実施校の増加を図ります。
- (2) 販売業を営む第一種動物取扱業者に、顧客への説明義務（終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の重要性）を徹底するよう指導します。
- (3) 所有者からの犬・猫の引取りについては、相当の事由がないと認められる場合には原則、引取りを拒否します。
- (4) SNSによる「迷い犬・猫情報」の周知を行い、返還率の向上を図ります。また、「新しい飼い主探し掲示板」の拡充を行い、飼い主の終生飼養義務の徹底を図ります。
- (5) 犬の飼い主へ犬鑑札・注射済票の装着義務を徹底させるとともに、マイクロチップ等の所有明示措置の有用性を普及・啓発します。
- (6) 猫の飼い主に迷子札、マイクロチップ等の所有明示措置を徹底するとともに、屋内飼養及び不妊去勢手術の実施を普及推進します。

2. 地域猫対策の推進

- (1) 県は、地域猫対策の実施者と地域住民間とのコーディネート役として積極的に関わるとともに、ボランティア、地域住民及び市町村と連携・協働して地域猫対策を推進します。
- (2) 地域猫対策をサポートできる動物愛護推進員を増員し、対策を行う地域の拡充に努めます。
- (3) 地域猫対策計画の認定を受けた人に不妊去勢手術費用の助成等の支援を行います。
- (4) 自治会等に地域猫対策を浸透するよう積極的な働きかけを行います。

3. 新しい飼い主を探す取組の推進

- (1) 広報媒体や SNS 等を活用して、より一層の情報発信により、犬・猫の譲受けを希望する県民の公募に努めます。
- (2) 動物愛護センターから譲り受けた犬・猫を飼養しながら新たな飼い主探しを行う譲渡ボランティアの登録者数を増やします。
- (3) 動物愛護センターで管理することが困難な離乳していない犬・猫を一定の期間、預かって飼養し、譲渡につなげるミルクボランティアの登録者数を増やします。
- (4) 動物愛護センターが実施する譲渡会を、関係団体等の協力のもと、一般の方が参加しやすい場所で多く開催できるように協働を進めます。

4. 特定動物の飼い主の社会的責任の明確化と指導

特定動物による危害の防止を図るため、特定動物の適正な飼養方法や飼養施設の管理、個体識別の実施、逸走の防止等が徹底されるよう、飼い主及び管理責任者を指導します。

5. 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導

- (1) 第一種動物取扱業のうち、販売業者にあつては、動物の適正な飼養や展示、購入者への対面による説明及び生体確認、さらに、犬猫等販売業者にあつては販売日齢の遵守、定期報告等が適正に行われるよう、監視指導を強化します。
- (2) 第二種動物取扱業者に対し、動物の適正な飼養や譲渡等が行われるよう、監視指導を行います。
- (3) 実験動物取扱い関係者の把握に努め、災害時対策等も含めた自主的な指針等の整備、「3Rの原則」*及び実験動物の飼養保管等の基準遵守を周知し、管理者による自主衛生管理の推進を図ります。
※ 「3Rの原則」(代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement)
- (4) 動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方については、関係者に対し、産業動物の担当部局や団体の協力を得て、周知を図ります。

基本方針Ⅱ 県民と動物の健康と安全の確保

～感染症、災害等の危機管理への対応～

1. 人と動物の共通感染症対策の推進

- (1) 市町村、獣医療関係者、動物取扱業者、動物愛護推進員との連携をより強化して、すべての飼い犬に狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防ワクチンの接種が実施されるとともに、犬鑑札及び注射済票の装着の周知を徹底します。
- (2) 狂犬病の発生時に備えた初動及びまん延防止体制の整備を行います。
- (3) 動物の健康管理の重要性を普及啓発し、人と動物の共通感染症の動態の把握に努め、その感染が危惧される場合に予防対策とともに発生状況を県民に情報提供します。
- (4) 動物由来感染症予防対策検討会により、身近な動物の病原体保有状況について分析を行い、感染した際に適切な医療が受けられるようにするため、医療関係者への情報提供や県民に感染症の分布と予防方法等を啓発します。

2. 災害への備え

- (1) 平時からの準備として、すべての飼い主が同行避難に必要なしつけ（安全かつ速やかに避難できるように、また、避難所において周囲に迷惑をかけないように、普段から飼い主がきちんとコントロールできること）と健康管理、所有明示措置、餌やキャリーバック等の備えを行うよう、リーフレット、ホームページ、広報誌や回覧板等を活用し、あらゆる機会を通じて啓発します。
- (2) 平時には、近隣住民の理解と協力が得られるよう適正飼養に努め、災害時には、避難所においても自らの動物を管理する責任が飼い主にあることを周知するとともに、自治会など地域コミュニティ全体で同行避難について意識の共有を図るよう指導します。
- (3) 市町村に、避難訓練等を通じて、避難所管理者と飼い主、その他の住民が、避難所における動物の飼養管理の問題点を整理して、解決策を話し合う機会を設けるよう助言します。
- (4) 県は、避難所における動物保護管理活動に協力してくれるボランティアと避難管理者との調整役となるコーディネーターを育成するための研修会を開催します。
- (5) 県外の自治体や動物愛護団体、ボランティア等の応援を受けて、被災者が生活再建するまでの保護管理体制を整備します。

3. 苦情等を減らす取組の推進

- (1) 動物の適正な飼養を推進するため、法令に基づく遵守事項を広く周知し、飼い主の社会的な責任を明確にし、飼い主としての義務を果たすことを促すとともに、不適正な飼養等を行っている飼い主に対しては、改善指導を行います。
- (2) 条例に規定する野良猫への餌やりのルールに基づき、ルールに違反している給餌者に対しては改善指導を行います。
- (3) 県は地域で野良猫を管理する地域猫対策を推進するため、計画的に行われる地域猫対策を認定するとともに、認定した対策に、不妊去勢手術費用の助成等を支援します。
- (4) 動物（外来動物を含む）の安易な飼養や遺棄を防止するため、動物取扱業者を通じた周知・啓発に努めます。
- (5) 遺棄防止を図るため、関係団体等と連携して、マイクロチップの普及を推進します。

基本方針Ⅲ 連携と協働による推進体制の整備

～効果的に施策を展開するための連携・協働の強化～

1. 関係団体等との相互の連携

(1) 獣医師会との連携

犬の登録、狂犬病予防注射の実施を始め、地域猫対策における不妊去勢手術の実施や動物愛護週間行事の共催など、狂犬病予防ならびに動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を連携して実施します。

(2) 感染症担当部局との連携

人と動物の共通感染症については、人の感染症対策としても重要であるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の担当部局と連携して施策を実施します。

(3) 野生動物担当部局との連携

野生動物の関係法律としては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等があり、これらの法律を担当する部局と連携して対策を講じます。

(4) 文化財担当部局との連携

天然記念物として指定されている動物の関係法律としては、「文化財保護法」があり、担当する部局と連携して対策を講じます。

(5) 産業動物担当部局との連携

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に沿って飼養されるよう、産業動物担当部局と連携して指導します。

(6) 教育機関等との連携

幼児・少年期の子供を対象とした動物の愛護意識の普及啓発活動を効果的に進めるには、幼稚園・保育所や小中学校を所管する教育担当部局の協力が不可欠です。今度より一層、教育機関との連携を強化し、教育現場における動物愛護の啓発事業の実施と適正な取り扱いを推進します。

(7) 市町村との連携

地域の実情に応じた効果的な動物愛護意識の普及や適正な飼養管理を推進するには、各市町村との連携が重要です。犬の登録及び狂犬病予防注射の実施にかかる業務、災害時の避難所における動物の飼養管理体制の整備など、市町村が主体となる事業についても、県は市町村と連携して取組を進めます。

(8) 警察との連携

県民に動物の遺棄や虐待が犯罪であることをポスター等を通じて広く周知するとともに、警察と連携して啓発を行い、遺棄及び虐待防止の徹底を図ります。特に、悪質な放し飼いや咬傷事故、虐待や遺棄が疑われる事例等には、事故現場や動物の飼養場所への同行を依頼するなど、警察と連携して対応します。

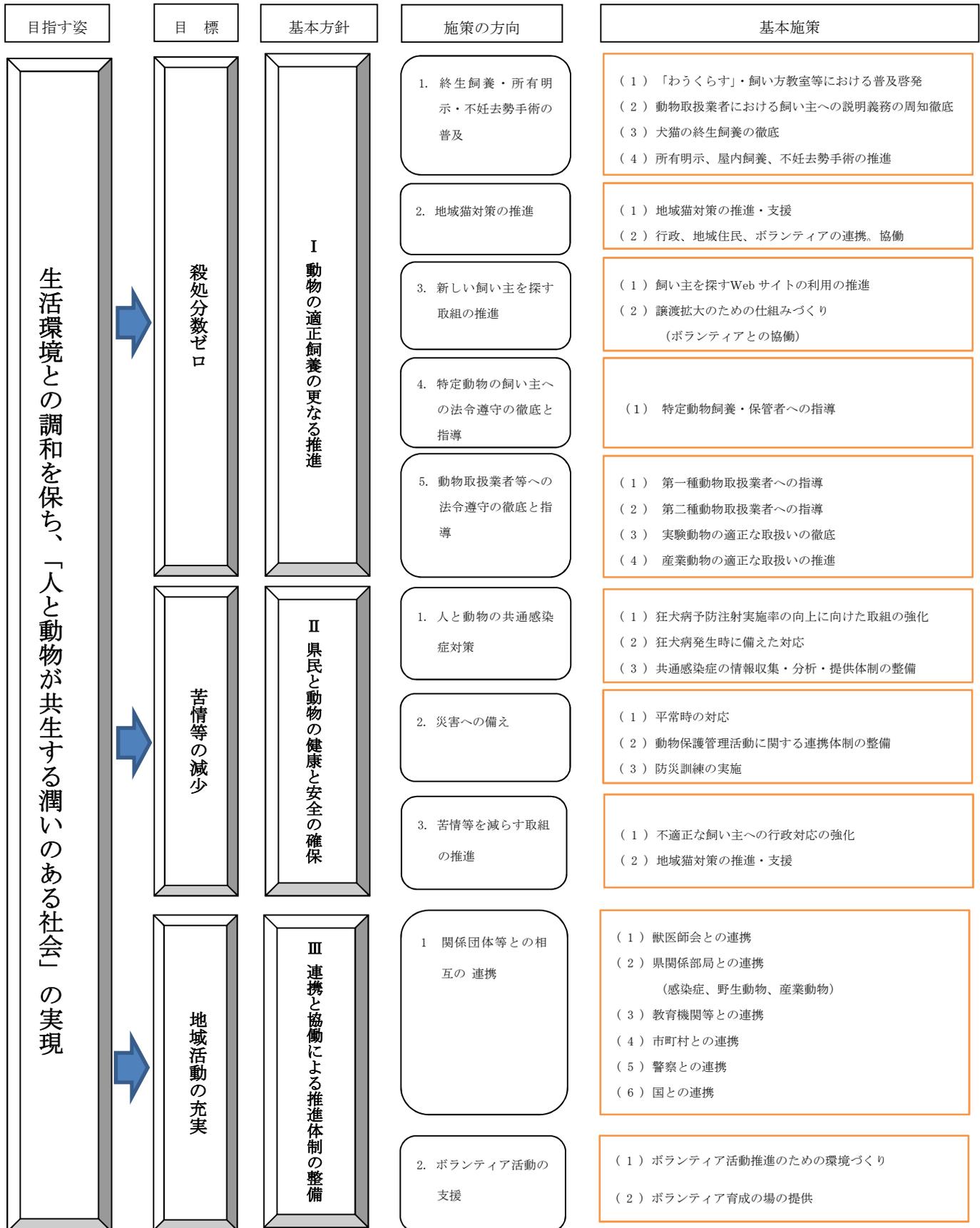
(9) 国等との連携

環境省や、厚生労働省等と連携を図りながら、各種施策を推進します。また、近隣自治体との協力のもと、災害その他非常の場合に自治体間で相互に迅速かつ円滑に応援が行われるよう、日頃から体制について協議し整備に努めます。

2. ボランティア活動の支援

- (1) ボランティア活動に関する情報を発信し、「わうくらす」や地域猫対策、災害時の動物保護管理活動をサポートしていただくボランティアの発掘と育成を積極的に行います。
- (2) ボランティア同士の連携を強化するため、情報や意見交換の機会を設け、ボランティアの相互理解を深めます。
- (3) 動物愛護推進員と市町村との連携を図り、地域における活動を活発にするため各保健所管内を単位として動物愛護推進員と市町村担当者の連絡会等を設け、地域の問題を共有し解決策を協議します。
- (4) 動物愛護推進員の県民の認知度を高めるため、動物愛護推進員の活動内容等の情報を発信します。

和歌山県動物愛護管理推進計画 体系図



第5章 推進計画の進捗管理目標

1. 具体的数値目標

目標とする数値については、過去10年間の取組に加え、改正した条例の施行や新たな施策である「不幸な猫をなくすプロジェクト」の成果を考慮の上、設定しました。

＜策定後から6年後の数値目標＞

項目	平成27年度 実績	平成33年度 (5年後)	平成38年度 (10年後)
犬・猫の保護、引取り数※1	犬 520頭 猫 2,579匹 合計 3,099頭	犬 100頭 (80.8%減) 猫 400匹 (84.5%減) 合計 500頭 (83.9%減)	犬 50頭 (90.3%減) 猫 200匹 (92.2%減) 合計 250頭 (91.9%減)
犬の返還・譲渡率	49.2% (256頭)	60% (60頭)	60% (30頭)
猫の返還・譲渡率	3.9% (101匹)	50% (200匹)	50% (100匹)
犬・猫の殺処分数※2	犬 272頭 猫 2,478匹 合計 2,750頭	犬 0頭 猫 0匹 合計 0頭 ※3	犬 0頭 猫 0匹 合計 0頭 ※3
苦情相談件数※1	3,836件	383件 (90%減)	200件 (95%減)
「わうくらす」実施率※4	19.3% (52校)	30% (80校)	50% (135校)
狂犬病予防注射接種率	62.5%	75%以上	75%以上

※1 犬・猫の保護、引取り数 苦情相談件数は対平成27年度比

※2 殺処分数には前年度保護、引取りされたものを含む。

※3 治癒の見込みがない場合の安楽死処置と自然死による数を除く。

※4 「わうくらす」実施率は、県内の全小学校数（269校）に占める年間実施校数の比率

2. その他の数値目標

- (1) 特定動物飼養・保管施設監視率 毎年 100% 8 施設
- (2) 動物取扱業にかかる施設監視を計画的に実施
 - ・ 第一種動物取扱業の種別のうち、飼養施設を有する販売、展示及び譲受飼養は、年 1 回以上の監視を行う。
 - ・ 第二種動物取扱業の種別のうち、飼養施設を有する譲渡及び展示は、年 1 回以上の監視を行う。
 - ・ その他の取扱業については、2 年に 1 回以上の監視を行う。

3. 数値目標の設定理由

- (1) 犬・猫の保護及び引取り数の削減
飼い猫の屋内飼養及び不妊去勢手術の普及と地域猫対策の推進を考慮して、保護、引取り数の推移を検討し、国の指針※より更に減らす設定にしました。
- (2) 犬・猫の返還・譲渡率の向上
犬鑑札及び注射済票の首輪への装着及び飼い猫の所有明示措置の徹底による返還数の増加とミルクボランティアや譲渡ボランティアとの協働による譲渡数の増加を考慮し、返還・譲渡率の推移より高く設定しました。
- (3) 犬・猫の殺処分数の削減
犬・猫の保護及び引取り数を減らす取組に加え、返還・譲渡率を向上させることを考慮し、設定しました。
- (4) 苦情相談件数の減少
飼い猫の屋内飼養及び不妊去勢手術の普及と地域猫対策が推進することで生活環境被害が減少することを考慮し、設定しました。
- (5) 「わうくらす」年度別実施率（実施学校数／全学校数）の増加
数値目標を実施延べ学校数から年度別実施率に変更するとともに、これまでの「わうくらす」実施学校数の推移に基づき、設定しました。
- (6) 狂犬病予防注射実施率の 75%以上の確保
前計画の目標値を達成していないため、引き続き同じ目標値を設定しました。

※平成 35 年度の犬・猫の保護・引取・収容数が平成 16 年度比 75%減